

(別紙 2 - 2) 生活援助従事者研修関係

実 習 の 取 扱 い

- 1 「こころとからだのしくみと生活支援技術」において、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。
- 2 「職務の理解」及び「振り返り」においては施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能とする。
- 3 各実習施設又は事業所（以下「実習施設等」という。）に、実習指導者（実習受入担当者）を確保すること。
- 4 実習指導者の資格要件は、長野県生活援助従事者研修講師要件（別表第3-2）による。ただし、実習指導者は現に実習施設等に勤務している者とし、実務経験年数を問わない。
- 5 実習指導者の氏名及び保有資格は実習実施計画書（参考4-2）及び実習施設承諾書（参考5-2）の各該当箇所に記載すること。
- 6 実習指導者の履歴、就任承諾書及び資格、研修修了証等の写しの提出は省略することができる。
- 7 実習実施前には、実習施設等の利用者の健康、安全及び人権等を配慮し、実習に関する必要なオリエンテーションを実施すること。
- 8 実習は、原則として申請時点で開所から1年以上経過した施設等において実施すること。
- 9 研修事業者は、実習施設等と受講者受け入れに関しての実習施設承諾書（参考5-2）を取り交わし、実習指導者と連携して実習実施計画書（参考4-2）を定めること（内部施設等の場合は実習施設承諾書（参考5-2）を省略することができる）。
- 10 研修事業者は、実習施設等と連絡を取り、受講者の出欠及び実習状況を常に把握し、受講者の安全な実習に留意すること。また、実習記録（参考6）により受講者に実習に関する記録等を作成させることにより、受講者が実習で学んだことを自ら振り返る機会を設けるとともに、必要な実習が確実に行われ、実習指導者により介護技術等が評価されていることを確認すること。
- 11 同一コースの受講者が、均一で質の高い実習を受講できるよう、研修事業者は実習先の確保に努めること。
- 12 各受講者の実習記録をもとに、実習修了確認書（参考7）を整備し、実習の修了確認を行うこと。

長野県生活援助従事者研修実習先一覧

実習対象施設等

介護保険法による施設・事業所

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 通所介護
- ・ 通所リハビリテーション
- ・ 短期入所生活介護
- ・ 短期入所療養介護
- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護の「泊まり」「通い」
- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 認知症対応型通所介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 複合型サービスの「泊まり」「通い」
- ・ 訪問介護
- ・ 訪問入浴介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 小規模多機能型居宅介護の「訪問」
- ・ 複合型サービスの「訪問」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」 (法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)による施設・事業所

- ・ 障害者支援施設（施設入所支援）
- ・ 短期入所
- ・ 共同生活援助
- ・ 生活介護
- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護

その他法律による施設・事業所

- ・ 児童福祉法による（医療型・福祉型）障害児入所施設